

食安発 0908 第 1 号
平成 27 年 9 月 8 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

「対マレーシア輸出畜水産食品の取扱いについて」の一部改正について

マレーシア向けに輸出される畜水産食品の取扱いについては、「対マレーシア輸出畜水産食品の取扱いについて」（平成 17 年 6 月 2 日付け食安発第 0602001 号）の別紙「対マレーシア輸出畜水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところですが、今般、その一部を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

- 1 本要領の本文を別紙 1 のように改める。
- 2 本要領の別添 1 中「3 エビ」を「3 エビ及びカニ」に改める。
- 3 本要領の別紙様式 2 を別紙 2 のように改める。